

## 中小企業者等の機械の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (措法45の2)

事 業 年 度	・	・	法人名
事 業 の 種 類	1		
(耐用年数表の番号)	2	( )	( ) ( )
機 械 及 び 装 置 の 種 類 等			
機 械 及 び 装 置 の 名 称	3		
設 置 し た 工 場 、 事 業 所 等 の 名 称	4		
取 得 等 年 月 日	5	平 · ·	平 · · 平 · ·
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	平 · ·	平 · · 平 · ·
購 入 先	7		
取 得 価 額	8	円	円 円
特 別 償 却 率	9	$\frac{11}{100}$	$\frac{11}{100}$ $\frac{11}{100}$
特 別 償 却 限 度 額	10	円	円 円
(8) × (9)			
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	11	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金 傷 却 ・ 準 備 金
適 用 要 件 等	12	円	円 円
その 他 参 考 と な る 事 項	13		
中 小 企 業 者 の 判 定			
発行済株式の総数又は出資金額	14		大 株 順 位 大 規 模 法 人 名 株 式 数 又 は 規 模 式 位 法 人 名 出 資 金 額
常時使用する従業員の数	15	人	1 20
大 数 規 等 第1順位の株式数又は出資金額 (20)	16		21
模 の 法 保 有 割 合 $\frac{(16)}{(14)}$	17	%	22
人 有 の 割 大規模法人合計の株式数又は出資金額 (24)	18		23
株 合 式 保 有 割 合 $\frac{(18)}{(14)}$	19	%	24 計 (20) + (21) + (22) + (23)

## 特別償却の付表（十九）の記載の仕方

1 この付表（十九）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第45条の2《中小企業者等の機械の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、機械及び装置の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、この特別償却は、機械及び装置を平成12年6月1日から平成15年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した場合（租税特別措置法施行規則第20条の16第1項に規定する組ひも製造業の用に供する製ちゅう機又は縫製品製造業の用に供する電動ミシン（以下「製ちゅう機又は電動ミシン」といいます。）については、昭和47年4月1日から平成15年3月31日までの間に取得等をして事業の用に供した場合）に適用されます。

2 この付表（十九）は、まず、(14)欄から(24)欄までの各欄を記載し、次いで、(1)欄から(13)欄までの各欄を記載します。

3 「事業の種類1」には、機械及び装置を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「機械及び装置の種類等2」には、機械及び装置の種類、細目等を記載します。この場合、（）内には耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「取得価額8」には、機械及び装置の取得価額を記載します。

ただし、その機械及び装置につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、次の減価償却資産の区分に応じ、それぞれ次のものは、この制度の適用がありませんので注意してください。

(1) 製ちゅう機又は電動ミシン…当期において取得して事業の用に供したもののが取得価額の合計額が230万円未満のもの

(2) (1)以外の機械及び装置…1台又は1基の取得価額が230万円未満のもの

6 「償却・準備金方式の区分11」は、その機械及び装置につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

7 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「当期における特定の機械及び装置の取得価額の合計額12」には、その機械及び装置が製ちゅう機又は電動ミシンである場合に、その事業年度において事業の用に供したこれらの機械及び装置の取得価額の合計額を記載します。

(2) 「その他参考となる事項13」には、その資産が中小企業者等の機械及び装置に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

8 「中小企業者の判定」の各欄は、その機械及び装置を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合17」が50%以上となる場合又は「保有割合19」が3分の2（66.666%）以上となる場合には、措置法第45条の2の規定の適用はありませんから注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細20～23」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本若しくは出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金額の最も多いものから順次記載します。